

## 高松市小中学校校区審議会委員応募要領

### 1 趣旨

高松市立小学校及び中学校の教育環境の充実に資するため、高松市小中学校校区審議会を設置しており、市政への市民参画を推進するため、高松市小中学校校区審議会委員を、次のとおり募集します。

### 2 募集人員

2人程度

### 3 募集期間

令和6年4月22日（月）～令和6年5月2日（木）

### 4 応募資格

市内に住所を有する人又は市内に通勤・通学している人で、20歳以上の方。ただし、市議会議員及び市職員（非常勤嘱託職員を含む）を除く。

### 5 委員の任期等

委員の任期は、令和6年6月1日～令和8年5月31日です。この間、開催される高松市小中学校校区審議会に出席いただき、市民の立場から意見を述べていただきます。

### 6 審議会の内容

高松市小中学校校区審議会条例の規定に基づき、学校の通学区域（学校区）の設定及び改廃等に関し、高松市教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申するとともに、必要に応じて調査し、教育委員会に建議します。会議は毎年1回程度開催され、1回の会議時間はおおむね1時間半の予定です。

### 7 委員の報酬

1回の会議ごとに、6,500円（税込み）。ただし、交通費は支給され

ません。

## 8 応募用紙及び応募方法

応募用紙は、高松市役所 1 階案内所及び 10 階教育委員会学校教育課に置いています（ホームページからもダウンロードできます。）。

応募用紙に「学校の通学区域（学区）の設定」についての意見等を記入し、5月2日（木）までに、郵送又は持参してください。（郵送の場合は、締切日必着です。）

## 9 選考方法及び結果通知

選考は、応募用紙に記入された内容により行います。

選考結果については、後日、応募者全員に文書で通知します。

## 10 応募先及びお問い合わせ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市教育委員会学校教育課学務係

電話（087）839-2616

※ 受付時間は8：30から17：00まで、ただし、土、日及び祝祭日は除きます。